

令和6年度の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における 雇用均等関係法令の施行状況について

【ポイント】 [] 内は、本資料の該当ページ

1 全体の状況（相談件数、是正指導件数）

- ◆ 令和6年度、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法について、労働者や事業主等から寄せられた相談件数は、202,311件（対前年度比21.0%増）であった。[P 2]
- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った上記4法に関する是正指導件数は、44,436件（対前年度比23.0%減）であった。[P 3]

2 男女雇用機会均等法の施行状況

- ◆ 令和6年度の男女雇用機会均等法の相談件数は、19,145件（対前年度比1.7%減）で、相談内容別にみると、セクシュアルハラスメントに関する相談が最も多かった。[P 4]
- ◆ 雇用管理の実態把握を行った5,074事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等違反が確認された3,259事業所に対し、5,087件の是正指導を実施した。[P 5]
- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は210件、機会均等調停会議による調停申請受理件数は81件であった。[P 6、7]

3 労働施策総合推進法（パワーハラスメント関係）の施行状況

- ◆ 令和6年度の労働施策総合推進法の相談件数は、72,789件（対前年度比15.8%増）であった。[P 8]
- ◆ 雇用管理の実態把握を行った3,189事業所のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された1,882事業所に対し、2,720件の是正指導を実施した。[P 9]
- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は1,635件、優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は574件であった。[P 10、11]

4 パートタイム・有期雇用労働法の施行状況

- ◆ 令和6年度のパートタイム・有期雇用労働法の相談件数は、6,556件（対前年度比3.3%減）で、相談内容別にみると、均等・均衡待遇に関する相談が最も多かった。[P 12]
- ◆ 雇用管理の実態把握を行った15,519企業のうち、何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された11,614企業に対し、28,299件の是正指導を実施した。[P 13]
- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は18件、均衡待遇調停会議による調停申請受理件数は9件であった。[P 14、15]

5 育児・介護休業法の施行状況

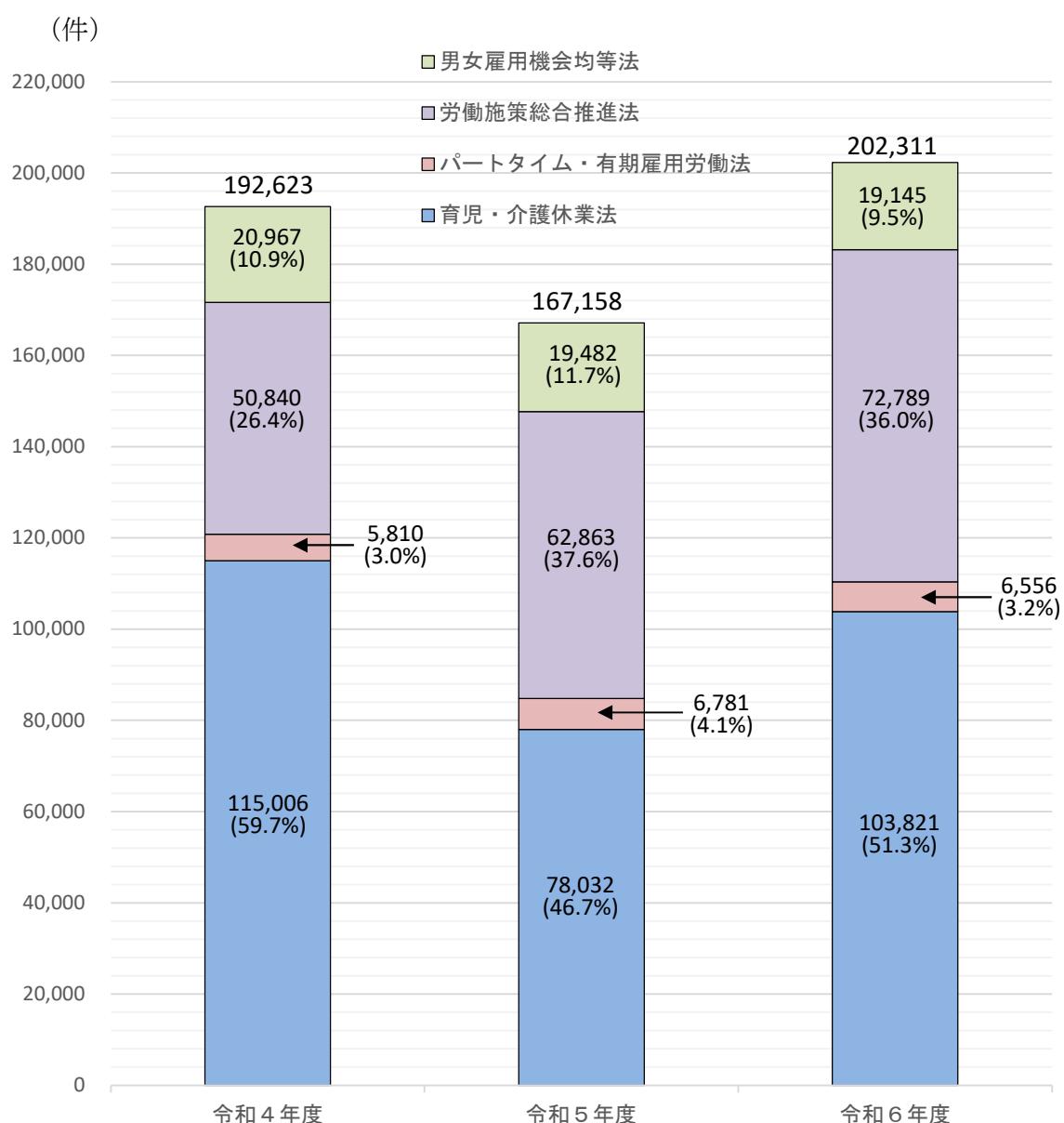
- ◆ 令和6年度の育児・介護休業法の相談件数は、103,821件（対前年度比33.0%増）で、相談内容は、育児関係の相談が7割を占め、そのうち「育児休業」に関する相談が最も多かった。[P 16、17]
- ◆ 雇用管理の実態把握を行った4,143事業所のうち、何らかの育児・介護休業法違反が確認された3,147事業所に対し、8,330件の是正指導を実施した。[P 18、19]
- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は175件、両立支援調停会議による調停申請受理件数は16件であった。[P 20、21]

1 全体の状況(相談件数、是正指導件数)

(1) 相談の状況

- ◆ 令和6年度、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法について労働者や事業主等から寄せられた相談件数は202,311件(対前年度比21.0%増)。
- ◆ 男女雇用機会均等法に関する相談は19,145件(構成割合9.5%)、労働施策総合推進法に関する相談は72,789件(36.0%)、パートタイム・有期雇用労働法に関する相談は6,556件(3.2%)、育児・介護休業法に関する相談は103,821件(51.3%)であった(図1-1)。

図1-1 相談件数の推移(全体)

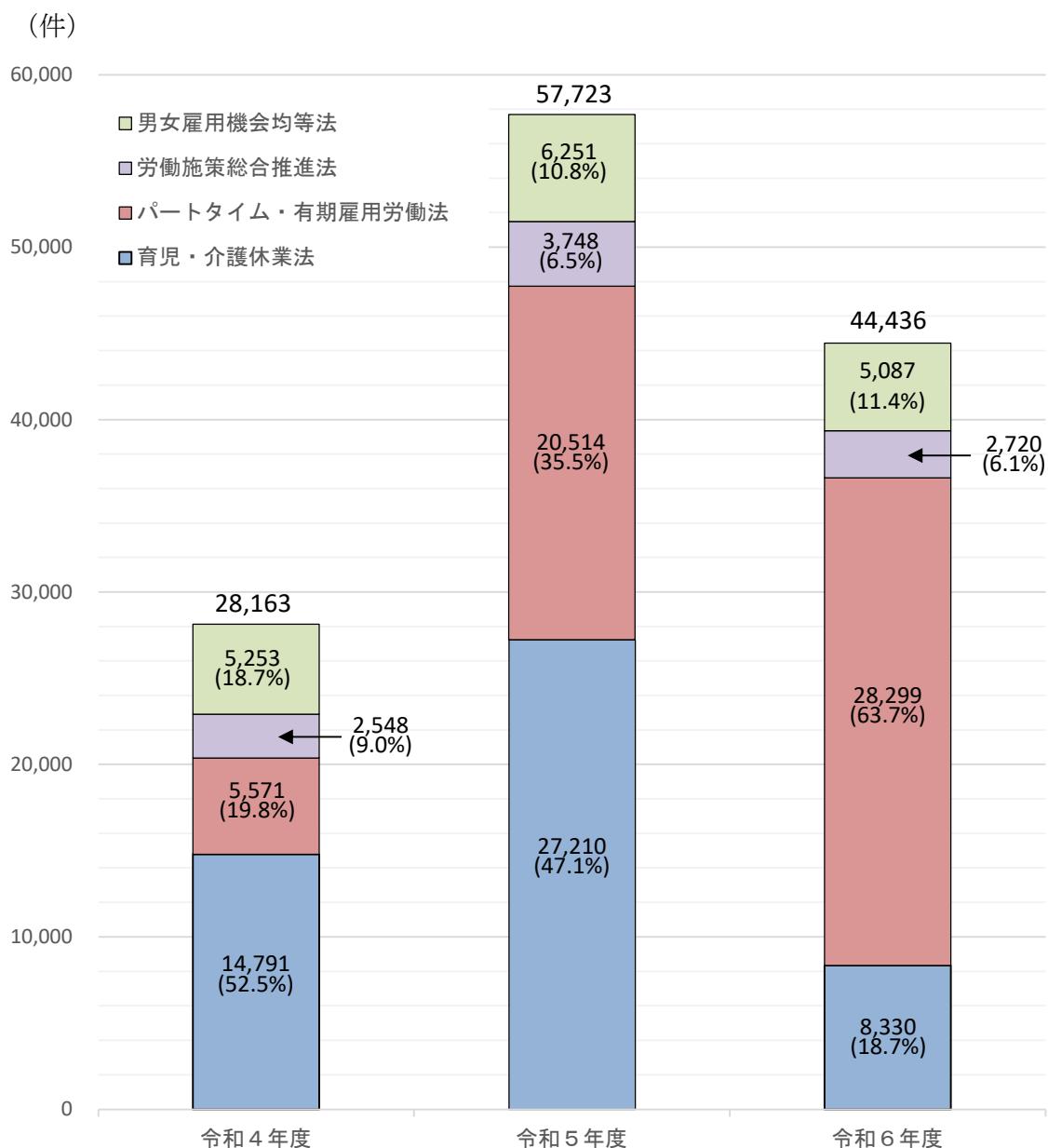


※ 令和3年改正育児・介護休業法は、令和4年4月1日、10月1日、5年4月1日にかけて段階的に施行。

(2) 是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は44,436件（対前年度比23.0%減）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が5,087件（構成割合11.4%）、労働施策総合推進法関係が2,720件（6.1%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が28,299件（63.7%）、育児・介護休業法関係が8,330件（18.7%）であった（図1-2）。

図1-2　是正指導件数の推移（全体）



※ 令和3年改正育児・介護休業法は、令和4年4月1日、10月1日、5年4月1日にかけて段階的に施行。

2 男女雇用機会均等法の施行状況

(1)相談の状況

- ◆ 相談件数は 19,145 件(対前年度比 1.7%減) (図 2-1)。
- ◆ 相談内容別にみると、「セクシュアルハラスメント(第 11 条関係)」に関する相談が最も多く 7,727 件(40.4%)、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第 9 条関係)」に関する相談が 5,064 件(26.5%)、「母性健康管理(第 12 条、13 条関係)」に関する相談が 2,885 件(15.1%) となっている(表 2-1)。

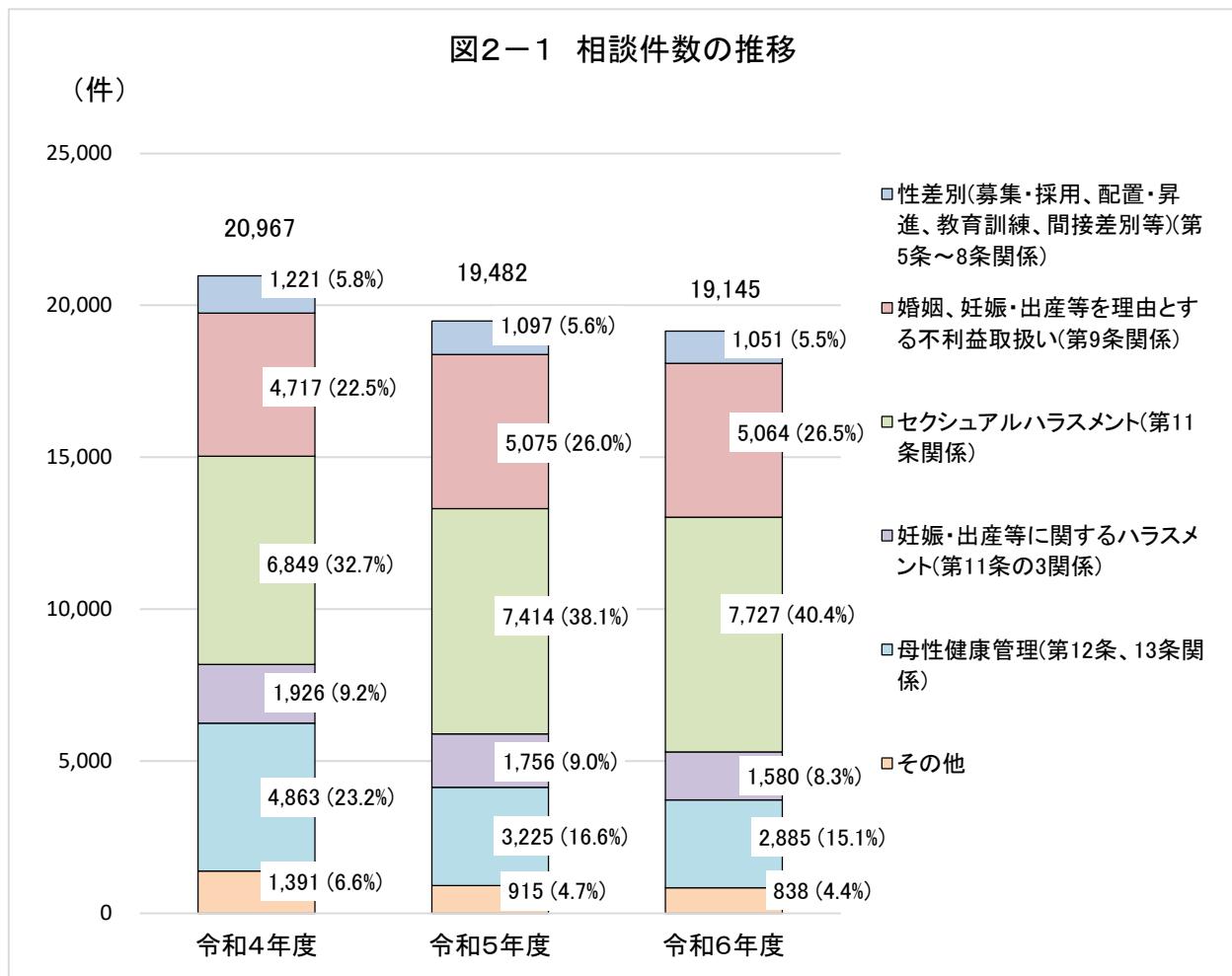


表2-1 相談件数の推移

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
性差別(募集・採用・配置・昇進・教育訓練・間接差別等)(第5条～8条関係)	1,221 (5.8%)	1,097 (5.6%)	1,051 (5.5%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	4,717 (22.5%)	5,075 (26.0%)	5,064 (26.5%)
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	6,849 (32.7%)	7,414 (38.1%)	7,727 (40.4%)
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	1,926 (9.2%)	1,756 (9.0%)	1,580 (8.3%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	4,863 (23.2%)	3,225 (16.6%)	2,885 (15.1%)
その他	1,391 (6.6%)	915 (4.7%)	838 (4.4%)
合計	20,967 (100.0%)	19,482 (100.0%)	19,145 (100.0%)

(2) 是正指導の状況(男女雇用機会均等法第29条)

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った5,074事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された3,259事業所(64.2%)に対し、5,087件の是正指導を実施(図2-2)。
- ◆ 指導事項の内容は、「妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)」が1,364件(26.8%)と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント措置義務(第11条関係)」の1,302件(25.6%)、「男女雇用機会均等推進者(第13条の2関係)」の1,033件(20.3%)の順となっている(表2-2)。

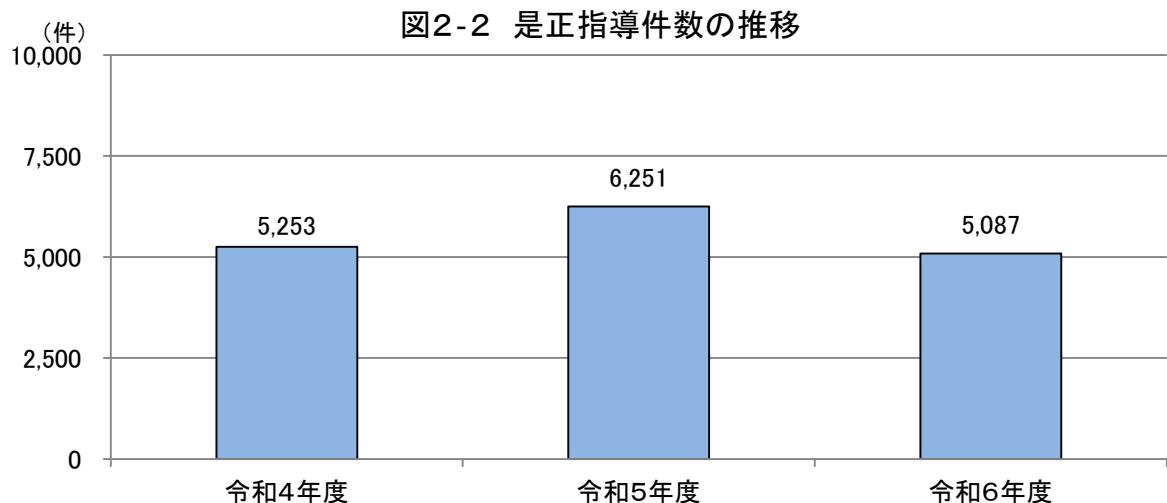


表2-2 是正指導件数の推移 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
募集・採用(第5条関係)	34 (0.6%)	25 (0.4%)	45 (0.9%)
配置・昇進・降格・教育訓練等(第6条関係)	7 (0.1%)	15 (0.2%)	17 (0.3%)
間接差別(第7条関係)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	25 (0.5%)	31 (0.5%)	20 (0.4%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第11条関係)	1,243 (23.7%)	1,573 (25.2%)	1,302 (25.6%)
セクシュアルハラスメント事業主の責務(第11条の2関係)	353 (6.7%)	605 (9.7%)	441 (8.7%)
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)	1,439 (27.4%)	1,685 (27.0%)	1,364 (26.8%)
妊娠・出産等に関するハラスメント事業主の責務(第11条の4関係)	371 (7.1%)	622 (10.0%)	448 (8.8%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	944 (18.0%)	534 (8.5%)	414 (8.1%)
男女雇用機会均等推進者(第13条の2関係)	837 (15.9%)	1,159 (18.5%)	1,033 (20.3%)
その他	0 (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)
合計	5,253 (100.0%)	6,251 (100.0%)	5,087 (100.0%)

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(男女雇用機会均等法第17条)s

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は210件(図2-3)。
- ◆ 申立の内容をみると「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)」が119件(56.7%)と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント措置義務(第11条関係)」70件(33.3%)となっている(表2-3)。
- ◆ 令和6年度中に援助を終了した211件(前年度受理した案件を含む。)のうち、130件(61.6%)について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

(件) 図2-3 労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

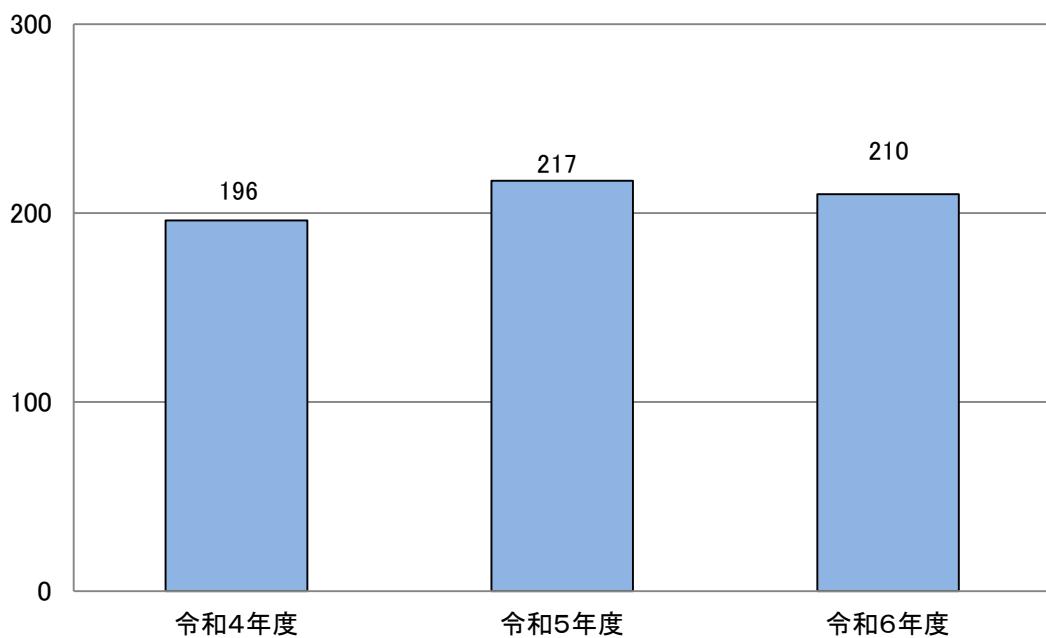


表2-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
募集・採用(第5条関係)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)
配置・昇進・降格・教育訓練等(第6条関係)	3 (1.5%)	4 (1.8%)	1 (0.5%)
間接差別(第7条関係)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	90 (45.9%)	105 (48.4%)	119 (56.7%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第11条関係)	80 (40.8%)	90 (41.5%)	70 (33.3%)
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)	11 (5.6%)	12 (5.5%)	10 (4.8%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	10 (5.1%)	5 (2.3%)	10 (4.8%)
合計	196 (100.0%)	217 (100.0%)	210 (100.0%)

② 機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第18条)

- ◆ 機会均等調停会議による調停申請受理件数は81件(図2-4)。
- ◆ 申請の内容をみると、「セクシュアルハラスメント措置義務(第11条関係)」が68件(84.0%)と最も多く、次いで「婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)」の10件(12.3%)となっている(表2-4)。
- ◆ 調停の実施結果をみると、令和6年度に調停を開始した73件(前年度申請受理した案件を含む。)のうち調停案受諾勧告を行ったものは9件で、そのうち9件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、28件が受諾勧告前の和解に至っている。

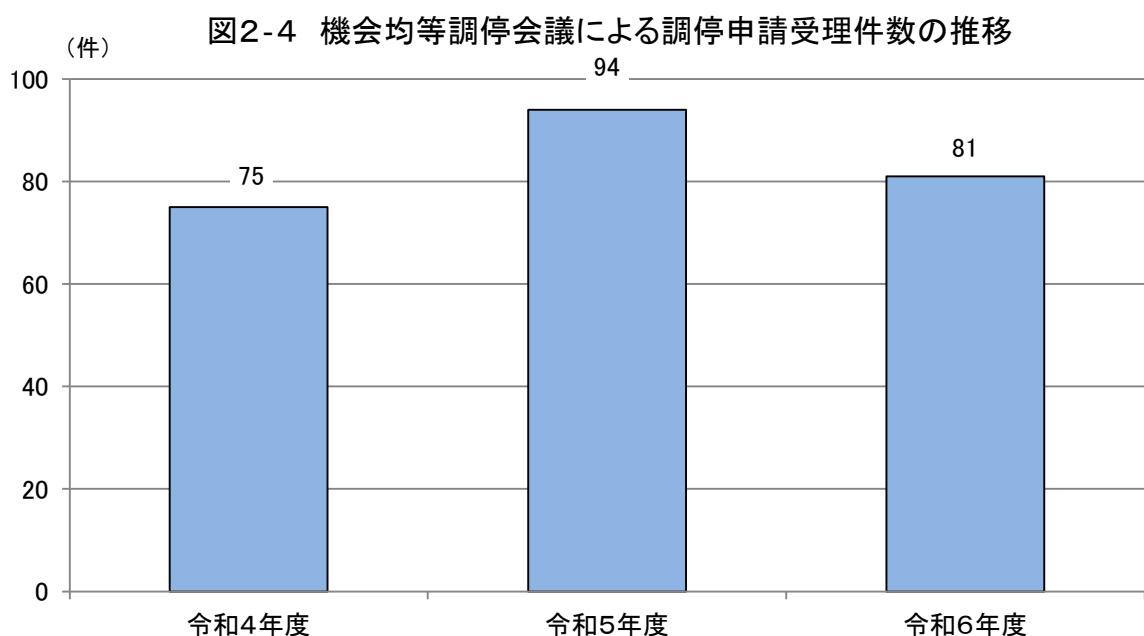


表2-4 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配置・昇進・降格・教育訓練等(第6条関係)	2 (2.7%)	0 (0.0%)	2 (2.5%)
間接差別(第7条関係)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	15 (20.0%)	14 (14.9%)	10 (12.3%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第11条関係)	58 (77.3%)	76 (80.9%)	68 (84.0%)
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)	0 (0.0%)	2 (2.1%)	1 (1.2%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	0 (0.0%)	2 (2.1%)	0 (0.0%)
合計	75 (100.0%)	94 (100.0%)	81 (100.0%)

3 労働施策総合推進法(パワーハラスメント関係)の施行状況

(1) 相談の状況

- ◆ 相談件数は 72,789 件（対前年度比 15.8%増）（図 3-1）。令和 5 年度よりも 9,926 件増加した。
- ◆ パワーハラスメント（第 30 条の 2 関係）に関する法令・制度の内容等に係る問い合わせは 35,622 件、労推法違反の疑いのある相談は 34,807 件となっている。

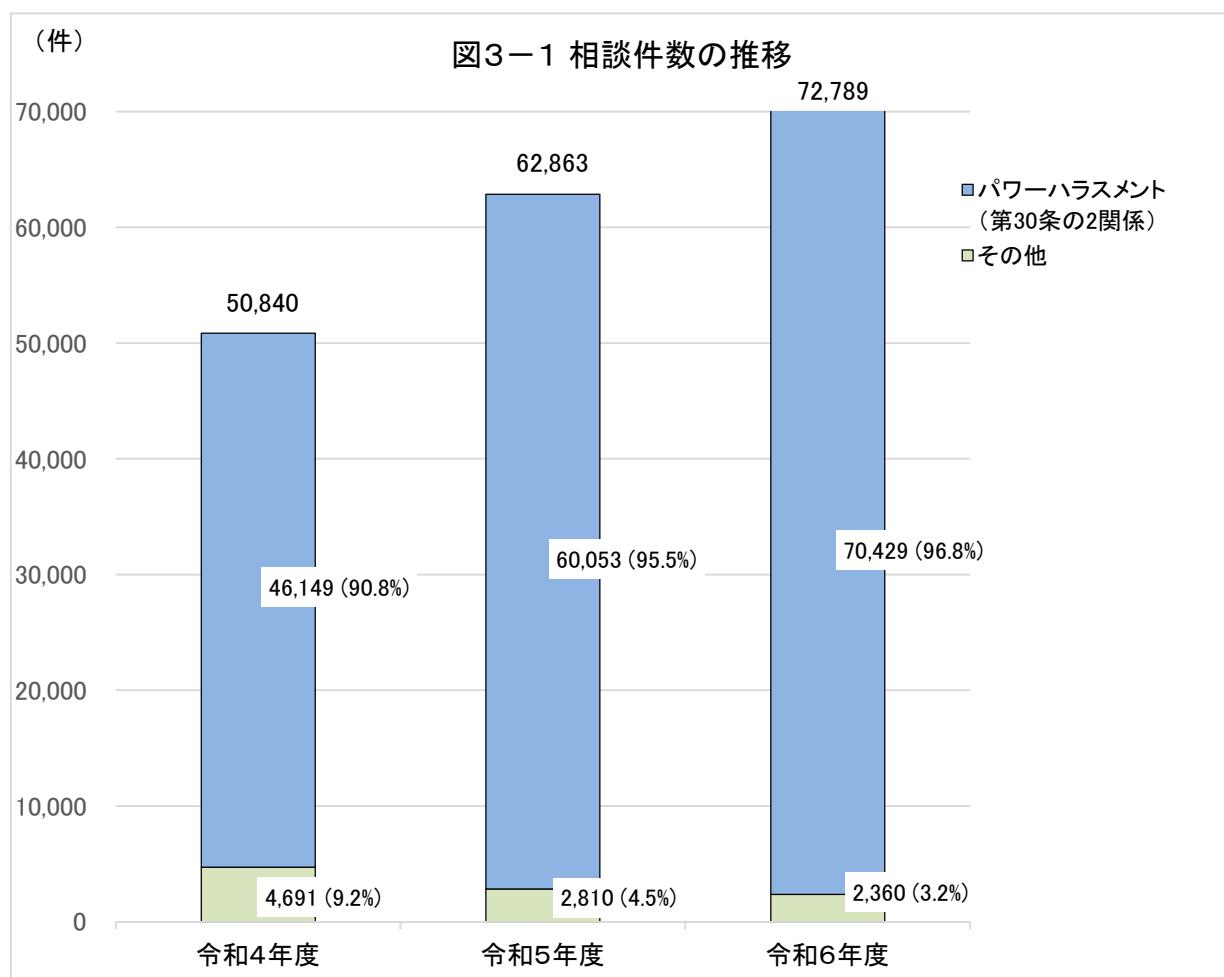


表3－1 相談件数の推移

（件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント (第 30 条の 2 関係)	46,149 (90.8%)	60,053 (95.5%)	70,429 (96.8%)
その他	4,691 (9.2%)	2,810 (4.5%)	2,360 (3.2%)
合計	50,840 (100.0%)	62,863 (100.0%)	72,789 (100.0%)

(2) 是正指導の状況(労働施策総合推進法第33条、第35条、第36条)

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った3,189事業所のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された1,882事業所(59.0%)に対し、2,720件のは正指導を実施(図3-2)。
- ◆ 指導事項の内容は、「パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)」が1,698件(62.4%)となっている(表3-2)。

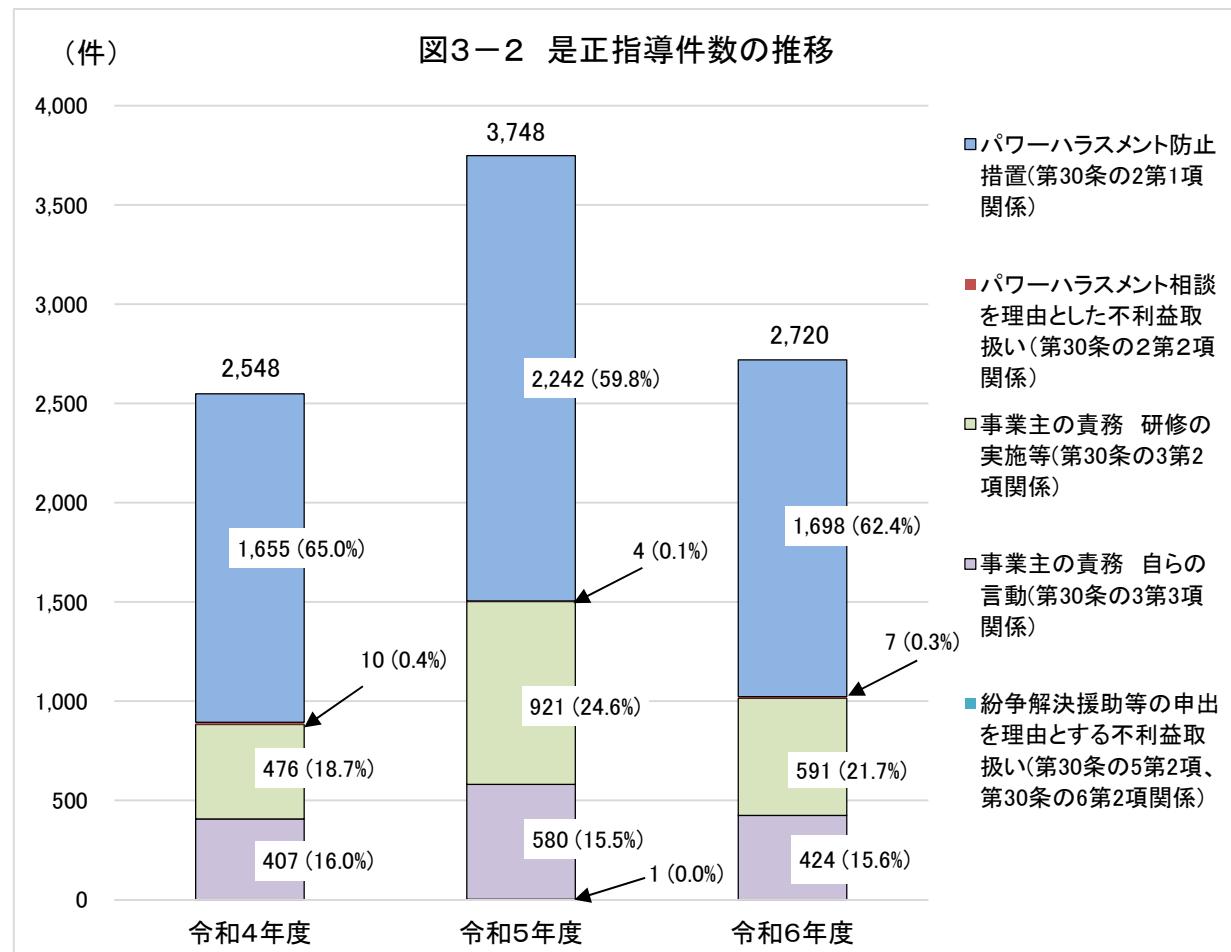


表3-2 是正指導件数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	1,655 (65.0%)	2,242 (59.8%)	1,698 (62.4%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	10 (0.4%)	4 (0.1%)	7 (0.3%)
事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係)	476 (18.7%)	921 (24.6%)	591 (21.7%)
事業主の責務 自らの言動(第30条の3第3項関係)	407 (16.0%)	580 (15.5%)	424 (15.6%)
紛争解決援助等の申出を理由とする不利益取扱い(第30条の5第2項、第30条の6第2項関係)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	2,548 (100.0%)	3,748 (100.0%)	2,720 (100.0%)

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(労働施策総合推進法第30条の5第1項)

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は1,635件(図3-3)。
- ◆ 申立の内容をみると、「パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)」が1,595件(97.6%)、「パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)」が40件(2.4%)となっている(表3-3)。
- ◆ 令和6年度中に援助を終了した1,687件(前年度受理した案件を含む。)のうち、988件(58.6%)について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

図3-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

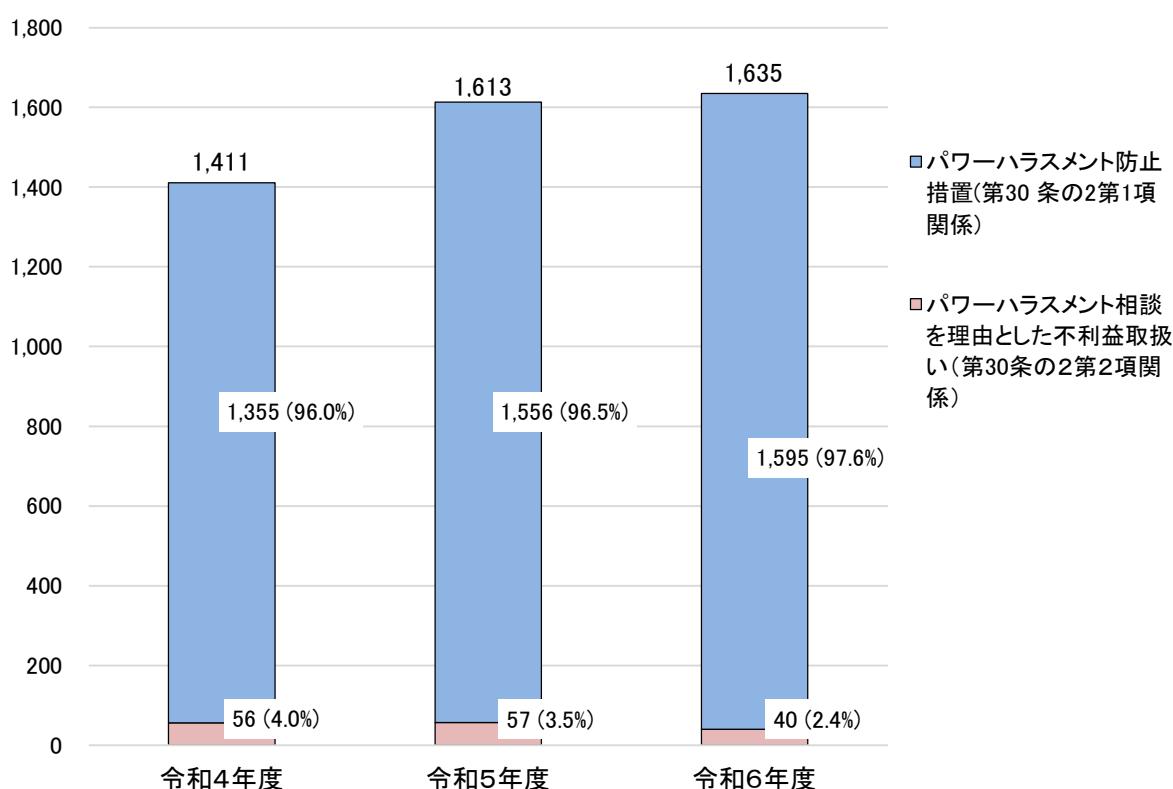


表3-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移
(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	1,355 (96.0%)	1,556 (96.5%)	1,595 (97.6%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	56 (4.0%)	57 (3.5%)	40 (2.4%)
合計	1,411 (100.0%)	1,613 (100.0%)	1,635 (100.0%)

② 優越的言動問題調停会議による調停(労働施策総合推進法第30条の6第1項)

- ◆ 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は574件(図3-4)。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始した579件(前年度受理した案件を含む。)のうち調停案受諾勧告を行ったものは17件で、そのうち13件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、200件が受諾勧告前の和解に至っている。

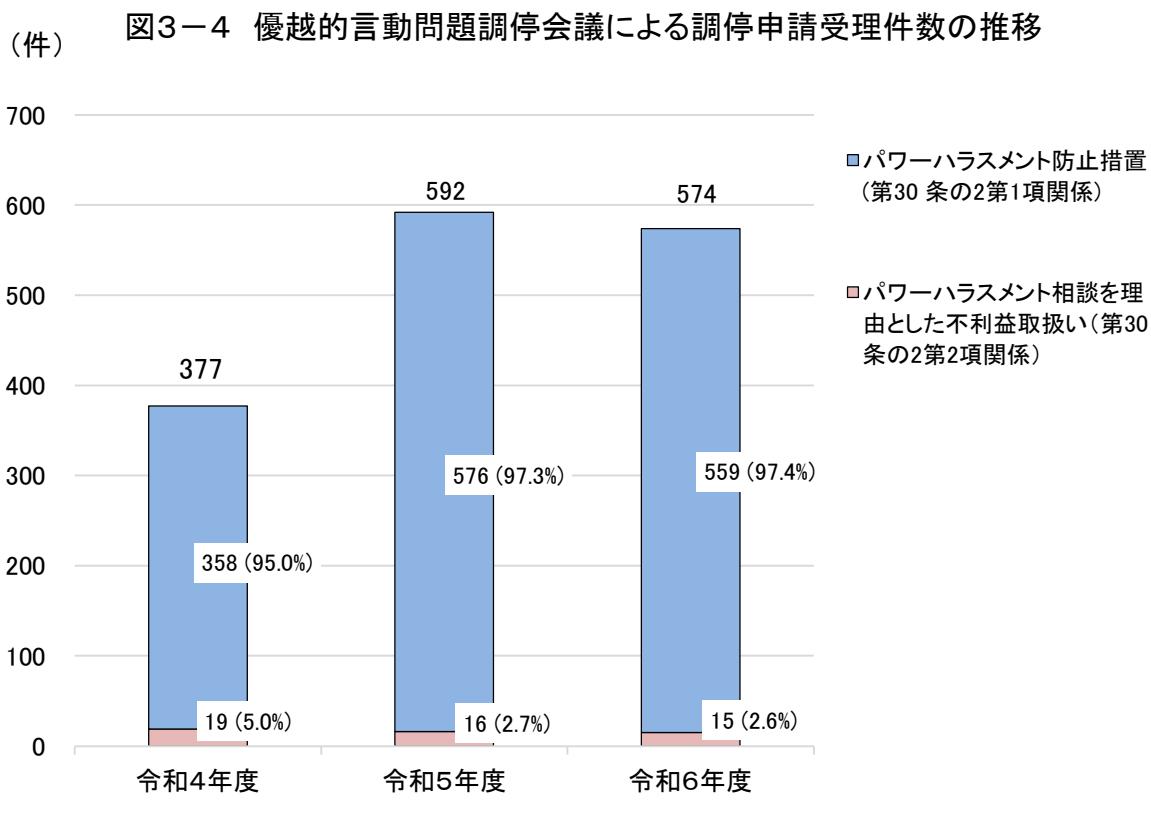


表3-4 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数の推移 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	358 (95.0%)	576 (97.3%)	559 (97.4%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	19 (5.0%)	16 (2.7%)	15 (2.6%)
合計	377 (100.0%)	592 (100.0%)	574 (100.0%)

4 パートタイム・有期雇用労働法の施行状況

(1)相談の状況

- ◆ 相談件数は 6,556 件（図 4-1）。
- ◆ 相談内容別にみると、均等・均衡待遇に関する相談（「第 8 条関係（不合理な待遇の禁止）」、「第 9 条関係（差別的取扱いの禁止）」、「第 10 条関係（賃金の均衡待遇）」、「第 11 条関係（教育訓練）」、「第 12 条関係（福利厚生施設）」）が 4,170 件（63.6%）で最も多く、次いで、体制整備に関する相談（「第 6 条関係（労働条件の文書交付等）」、「第 7 条関係（就業規則の作成手続）」、「第 14 条関係（事業主が講ずる措置の内容等の説明）」、「第 16 条関係（相談のための体制整備）」、「第 17 条関係（短時間・有期雇用管理者の選任）」）が 902 件（13.8%）となっている（表 4-1）。

※なお、労働局のほか 47 都道府県に設置している働き方改革推進支援センターにおいても、事業主からのパートタイム・有期雇用労働法を含む働き方改革関連法に関する相談に対応している。

（件）

図 4-1 相談件数

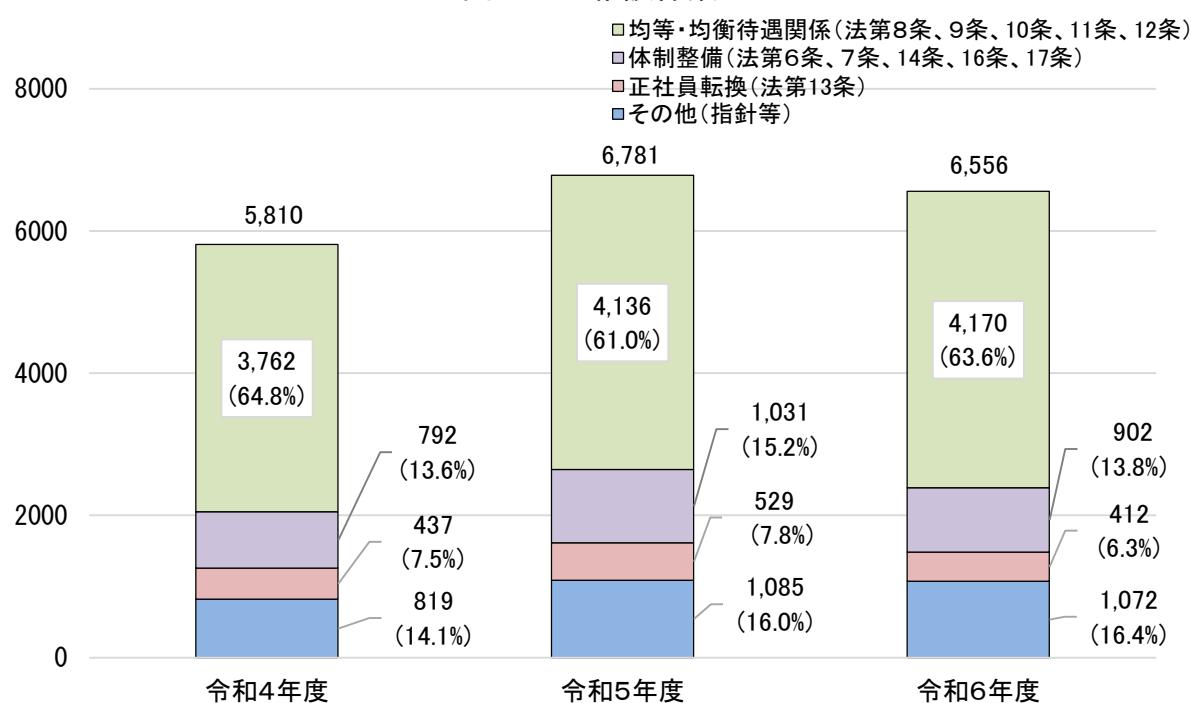


表 4-1 相談内容の内訳

（件）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
均等・均衡待遇関係 (法第8条、9条、10条、11条、12条)	3,762	64.8%	4,136	61.0%	4,170	63.6%
体制整備 (法第6条、7条、14条、16条、17条)	792	13.6%	1,031	15.2%	902	13.8%
正社員転換(法第13条)	437	7.5%	529	7.8%	412	6.3%
その他(指針等)	819	14.1%	1,085	16.0%	1,072	16.4%
合計	5,810	100.0%	6,781	100.0%	6,556	100.1%

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 15,519企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業11,614社(74.8%)に対し、28,299件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)」が6,899件(24.4%)と最も多く、次いで「第14条第1項関係(措置の内容の説明)」が4,612件(16.3%)、「第13条関係(通常の労働者への転換)」が3,821件(13.5%)、「第8条関係(不合理な待遇の禁止)」が3,653件(12.9%)、「第17条関係(短時間・有期雇用管理者の選任)」が2,927件(10.3%)となっている(表4-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内に是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条(事業主等に対する援助)に基づく助言を13,171件行った。

表4-2 是正指導件数の推移

(件)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
第6条第1項関係 (労働条件の文書交付等)	985	17.7%	4,748	23.1%	6,899	24.4%
第6条第2項関係 (特定事項以外の労働条件の文書交付等)	1	0.0%	12	0.1%	16	0.1%
第7条関係 (就業規則の作成手続)	564	10.1%	679	3.3%	951	3.4%
第8条関係 (不合理な待遇差の禁止)	144	2.6%	2,596	12.7%	3,653	12.9%
第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	1	0.0%	2	0.0%	12	0.0%
第10条関係 (賃金の均衡待遇)	128	2.3%	801	3.9%	905	3.2%
第11条第1項関係 (職務内容が同一の場合の教育訓練)	2	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
第11条第2項関係 (均衡を考慮した教育訓練)	129	2.3%	51	0.2%	26	0.1%
第12条関係 (福利厚生施設)	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
第13条関係 (通常の労働者への転換)	701	12.6%	2,462	12.0%	3,821	13.5%
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	658	11.8%	3,059	14.9%	4,612	16.3%
第14条第2項関係 (待遇の相違等に関する説明)	8	0.1%	9	0.0%	11	0.0%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第16条関係 (相談のための体制の整備)	295	5.3%	1,858	9.1%	2,560	9.0%
第17条関係 (短時間・有期雇用管理者の選任)	900	16.2%	2,607	12.7%	2,927	10.3%
その他 (指針等)	1,055	18.9%	1,630	7.9%	1,904	6.7%
合計	5,571	100.0%	20,514	100.0%	28,299	100.0%

(3) 紛争解決の援助

①労働局長による紛争解決の援助(パートタイム・有期雇用労働法第24条)

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は18件（表4-3）。
- ◆ 申立の内容をみると「第8条関係（不合理な待遇の禁止）」が11件(61.1%)と最も多く、次いで「第14条第2項関係（待遇の相違等に関する説明）」が4件(22.2%)、「第13条関係（通常の労働者への転換）」が2件(11.1%)、「第14条第1項関係（措置の内容の説明）」が1件(5.6%)となっている。
- ◆ 令和6年度中に援助を終了した18件（前年度受理した案件を含む。）のうち、15件(83.3%)について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

表4-3 紛争解決の援助申立受理件数 (件)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)	0	0.0%	3	9.4%	0	0.0%
第8条関係(不合理な待遇の禁止)	7	31.8%	16	50.0%	11	61.1%
第9条関係(差別的取扱いの禁止)	3	13.6%	0	0.0%	0	0.0%
第11条第1項関係(職務内容が同一の場合の教育訓練)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第12条関係(福利厚生施設)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第13条関係(通常の労働者への転換)	4	18.2%	1	3.1%	2	11.1%
第14条第1項関係(措置の内容の説明)	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%
第14条第2項関係(待遇の相違等に関する説明)	7	31.8%	12	37.5%	4	22.2%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	1	4.5%	0	0.0%	0	0.0%
合計	22	100.0%	32	100.0%	18	100.0%

②均衡待遇調停会議による調停(パートタイム・有期雇用労働法第25条)

- ◆ 令和6年度における、均衡待遇調停会議による調停申請受理件数は9件（表4-4）。
- ◆ 調停の実施結果をみると、令和6年度に調停を開始した9件（前年度受理した案件を含む。）は、受諾前の和解または打ち切りとなっており、調停案の受諾勧告に至ったものはない。

表4-4 均衡待遇調停会議による調停申請受理件数 (件)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第8条関係(不合理な待遇の禁止)	5	41.7%	11	73.3%	8	88.9%
第9条関係(差別的取扱いの禁止)	4	33.3%	1	6.7%	0	0.0%
第11条第1項(職務内容が同一の場合の教育訓練)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第12条関係(福利厚生施設)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第13条関係(通常の労働者への転換)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第14条第1項関係(措置の内容の説明)	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
第14条第2項関係(待遇の相違等に関する説明)	1	8.3%	2	13.3%	1	11.1%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	2	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
合計	12	100.0%	15	100.0%	9	100.0%

5 育児・介護休業法の施行状況

(1) 相談の状況

- ◆ 相談件数は 103,821 件（対前年度比 33.0% 増）。
- ◆ 育児関係の相談が、77,013 件（74.2%）、介護関係の相談が 17,469 件（16.8%）（図 5-1）。
- ◆ 育児関係では「育児休業」が 38,558 件（50.1%）、「育児休業以外（子の看護休暇、所定労働時間の短縮の措置等など）」が 27,207 件（35.2%）、「育児休業に係る不利益取扱い」が 5,317 件（6.9%）の順になっている（表 5-1）。
- ◆ 介護関係では、「介護休業以外（介護休暇、所定労働時間の短縮の措置等など）」が 8,216 件（47.0%）、「介護休業」が 8,148 件（46.6%）、「介護休業等に関するハラスメントの防止措置」が 492 件（2.8%）の順となっている（表 5-1）。

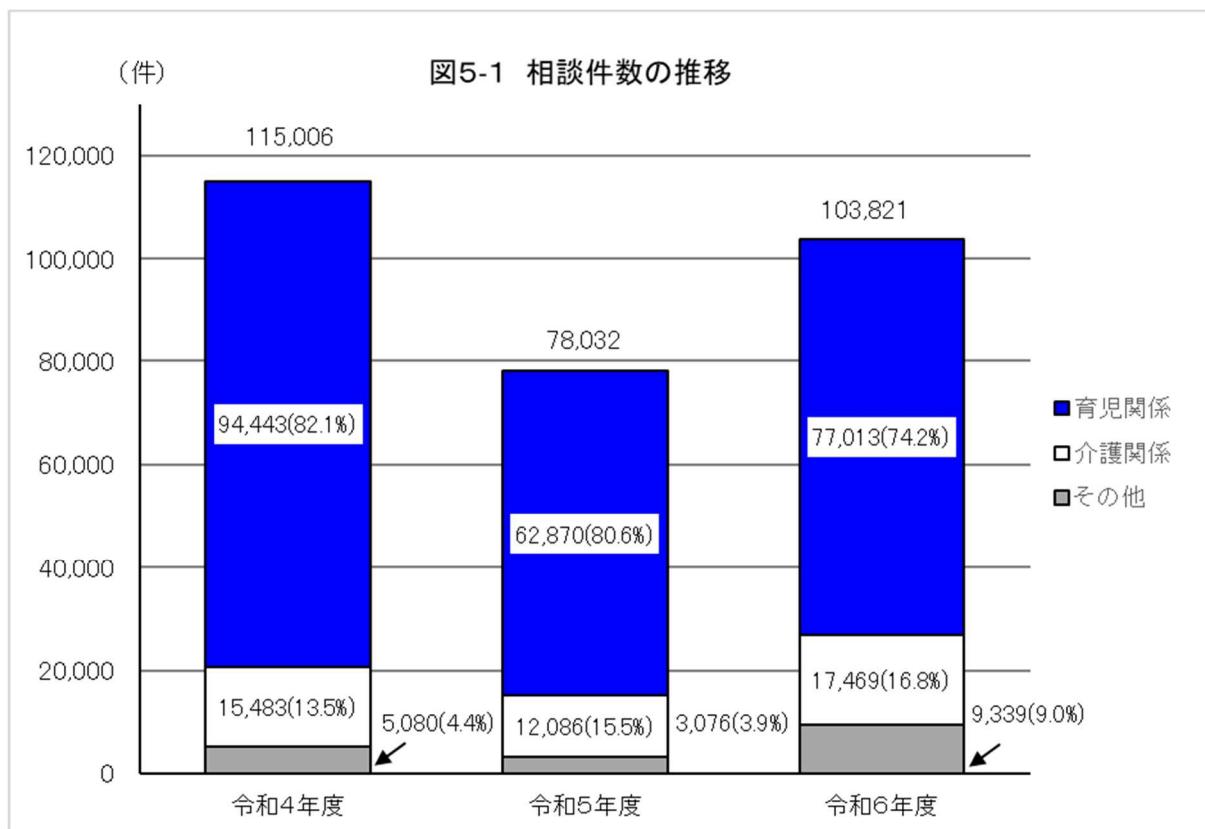


表5-1 相談内容の内訳

(件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
育児 関 係	育児休業 (育児休業[第5条関係]、出生時育児休業[第9条の2関係])	70,868 (75.0%)	42,572 (67.7%)	38,558 (50.1%)
	育児休業以外 (子の看護休暇[第16条の2、第16条の3関係]、所定外労働の制限[第16条の8関係]、時間外労働の制限[第17条関係]、深夜業の制限[第19条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	13,805 (14.6%)	11,302 (18.0%)	27,207 (35.3%)
	育児休業に係る不利益取扱い (第10条関係)	5,116 (5.4%)	5,179 (8.2%)	5,317 (6.9%)
	育児休業以外に係る不利益取扱い (第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	1,557 (1.6%)	1,547 (2.5%)	1,728 (2.2%)
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	1,809 (1.9%)	1,475 (2.3%)	1,381 (1.8%)
	育児休業制度に関する個別周知・意向確認、雇用環境整備 (第21条、第21条の2、第22条関係)	1,288 (1.4%)	795 (1.3%)	2,822 (3.7%)
小計		94,443 (100.0%)	62,870 (100.0%)	77,013 (100.0%)
介護 関 係	介護休業 (第11条関係)	7,998 (51.7%)	6,441 (53.3%)	8,148 (46.6%)
	介護休業以外 (介護休暇[第16条の5、第16条6関係]、所定外労働の制限[第16条の9関係]、時間外労働の制限[第18条関係]、深夜業の制限[第20条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	5,892 (38.1%)	4,490 (37.2%)	8,216 (47.0%)
	介護休業に係る不利益取扱い (第16条関係)	490 (3.2%)	346 (2.9%)	362 (2.1%)
	介護休業以外に係る不利益取扱い (第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	207 (1.3%)	186 (1.5%)	251 (1.4%)
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	896 (5.8%)	623 (5.2%)	492 (2.8%)
	小計	15,483 (100.0%)	12,086 (100.0%)	17,469 (100.0%)
その他		5,080	3,076	9,339
合計		115,006	78,032	103,821

(2) 是正指導の状況(育児・介護休業法第 56 条)

- ◆ 4,143 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 3,147 事業所 (76.0%) に対し、8,330 件のは是正指導を実施（図 5-2）。
- ◆ 是正指導を行った 8,330 件のうち育児関係は 4,525 件、介護関係は 2,755 件（表 5-2）。
- ◆ 指導事項の内容は、育児関係では、「第 25 条関係（休業等に関するハラスメントの防止措置）」が 1,391 件 (30.7%)、「第 22 条第 1 項関係（雇用環境整備）」が 1,056 件 (23.3%)、「第 5 条関係（育児休業）」が 490 件 (10.8%)、介護関係では、「第 25 条関係（休業等に関するハラスメントの防止措置）」が 1,341 件 (48.7%)、「第 11 条関係（介護休業）」が 436 件 (15.8%)、「第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係（介護休暇）」が 278 件 (10.1%)、となっている（表 5-2）。

(件)

図 5-2 育児・介護休業法に基づく是正指導件数の推移

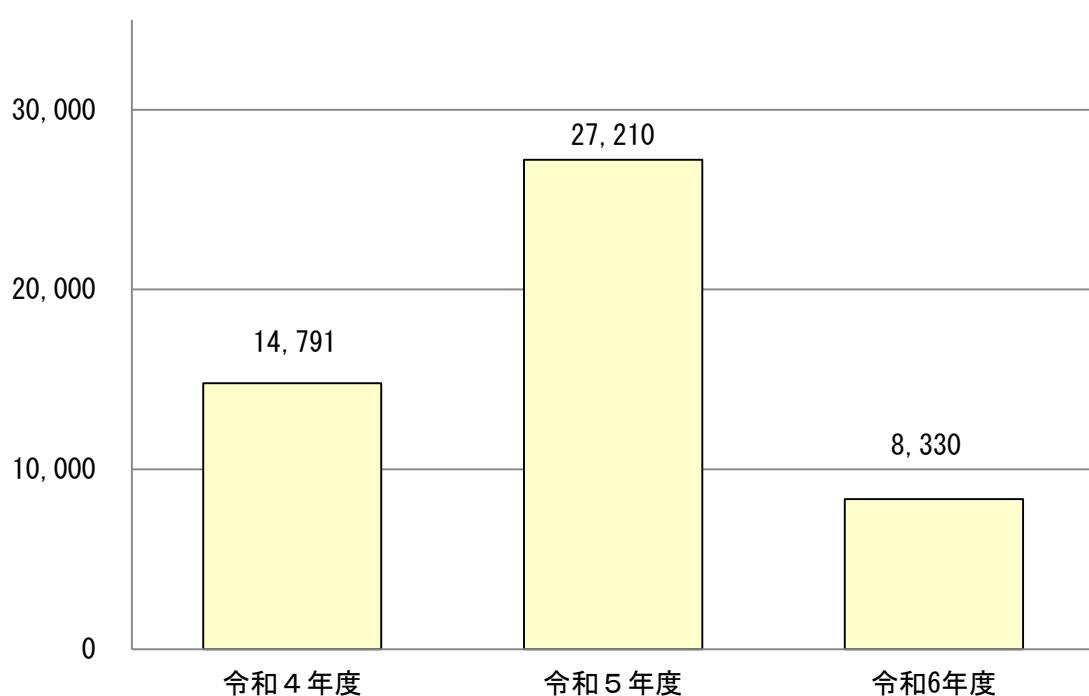


表5-2 是正指導件数の推移

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
育児関係	第5条関係(育児休業)	1,563 (20.6%)	2,709 (18.3%)	490 (10.8%)
	第9条の2、第9条の5関係(出生時育児休業)	130 (1.7%)	664 (4.5%)	127 (2.8%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	798 (10.5%)	1,434 (9.7%)	262 (5.8%)
	第10条、第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係(不利益取扱い)	11 (0.1%)	24 (0.2%)	12 (0.3%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	163 (2.1%)	326 (2.2%)	63 (1.4%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	162 (2.1%)	321 (2.2%)	61 (1.3%)
	第19条関係(深夜業の制限)	112 (1.5%)	231 (1.6%)	44 (1.0%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)	191 (2.5%)	275 (1.9%)	90 (2.0%)
	第22条第1項関係(雇用環境整備)	1,461 (19.3%)	3,457 (23.3%)	1,056 (23.3%)
	法第22条の2関係(育児休業取得率の公表)		134 (0.9%)	166 (3.7%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	333 (4.4%)	713 (4.8%)	151 (3.3%)
	第24条第1項関係(所定労働時間の短縮措置等)	709 (9.4%)	1,528 (10.3%)	327 (7.2%)
	第25条関係(休業等に関するハラスメントの防止措置)	1,603 (21.1%)	2,102 (14.2%)	1,391 (30.7%)
介護関係	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)	3 (0.0%)	2 (0.0%)	3 (0.1%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第7条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	342 (4.5%)	890 (6.0%)	282 (6.2%)
	小計	7,582 (100.0%)	14,810 (100.0%)	4,525 (100.0%)
	第11条関係(介護休業)	1,516 (26.7%)	2,405 (25.1%)	436 (15.8%)
	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	841 (14.8%)	1,471 (15.4%)	278 (10.1%)
	第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係(不利益取扱い)	1 (0.0%)	4 (0.0%)	3 (0.1%)
	第16条の9関係(所定外労働の制限)	280 (4.9%)	527 (5.5%)	99 (3.6%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	217 (3.8%)	400 (4.2%)	84 (3.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	207 (3.6%)	377 (3.9%)	79 (2.9%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	744 (13.1%)	1,407 (14.7%)	239 (8.7%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	280 (4.9%)	828 (8.7%)	164 (6.0%)
	第25条関係(休業等に関するハラスメントの防止措置)	1,556 (27.4%)	2,049 (21.4%)	1,341 (48.7%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第23条第2項関係(休業期間等の通知)	34 (0.6%)	95 (1.0%)	32 (1.2%)
	小計	5,677 (100.0%)	9,565 (100.0%)	2,755 (100.0%)
職業家庭両立推進者		1,532	2,835	1,050
合計		14,791	27,210	8,330

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は175件(図5-3)。
- ◆ 申立の内容をみると、育児関係では「第10条関係(育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い)」が95件(56.5%)と最も多く、次いで「第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))」が30件(17.9%)となっている(表5-3)。
- ◆ 介護関係では、「第11条関係(介護休業(期間雇用者の介護休業を除く))」、「第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)」、「第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)」が各2件(28.6%)で同率となっている(表5-3)。
- ◆ 令和6年度中に援助を終了した173件のうち、133件(76.9%)について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

(件) 図5-3 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

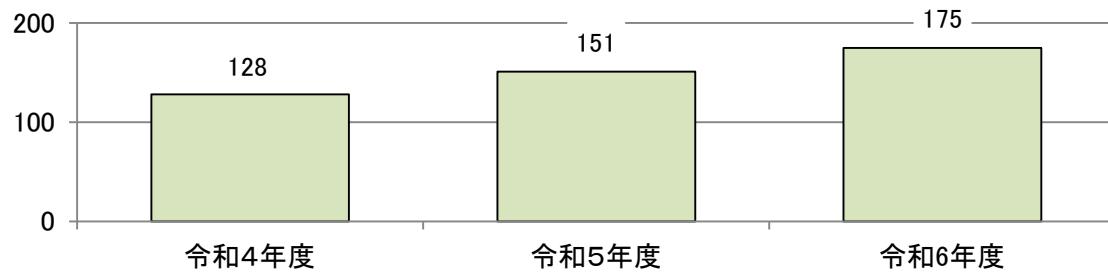


表5-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	33 (27.5%)	23 (16.4%)	30 (17.9%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	5 (4.2%)	10 (7.1%)	4 (2.4%)
	第9条の2関係(出生時育児休業(期間雇用者の出生時育児休業を除く))	1 (0.8%)	3 (2.1%)	0 (0.0%)
	第9条の2関係(期間雇用者の出生時育児休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第9条の5関係(出生時育児休業中の就業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	1 (0.6%)
	第10条関係(育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い)	52 (43.3%)	74 (52.9%)	95 (56.5%)
	第10条関係(出生時育児休業中の就業に係る不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(休業以外に係る不利益取扱い)	7 (5.8%)	8 (5.7%)	13 (7.7%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	1 (0.8%)	1 (0.7%)	1 (0.6%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第19条関係(深夜業の制限)	1 (0.8%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)	1 (0.8%)	6 (4.3%)	2 (1.2%)
	第21条第2項関係(妊娠・出産等の申出に係る不利益取扱い)	2 (1.7%)	1 (0.7%)	1 (0.6%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	7 (5.8%)	5 (3.6%)	7 (4.2%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	3 (2.5%)	1 (0.7%)	6 (3.6%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)	3 (2.5%)	0 (0.0%)	3 (1.8%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	4 (3.3%)	6 (4.3%)	5 (3.0%)
介護関係	小計	120 (100.0%)	140 (100.0%)	168 (100.0%)
	第11条関係(介護休業(期間雇用者の介護休業を除く))	2 (25.0%)	3 (27.3%)	2 (28.6%)
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	1 (12.5%)	2 (18.2%)	2 (28.6%)
	第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	2 (25.0%)	4 (36.4%)	2 (28.6%)
	第16条の9関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	1 (14.3%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	1 (12.5%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)
	小計	8 (100.0%)	11 (100.0%)	7 (100.0%)
	合計	128	151	175

② 両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第52条の5)

- ◆ 両立支援調停会議による調停の申請受理件数は16件(図5-4)。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始したのは15件。調停案の受諾勧告を行ったものは1件で、調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。

(件) 図5-4 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

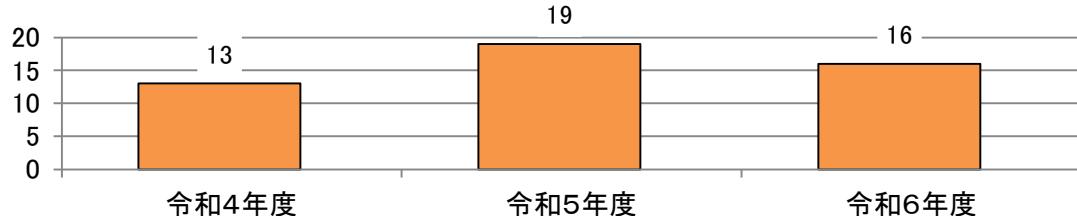
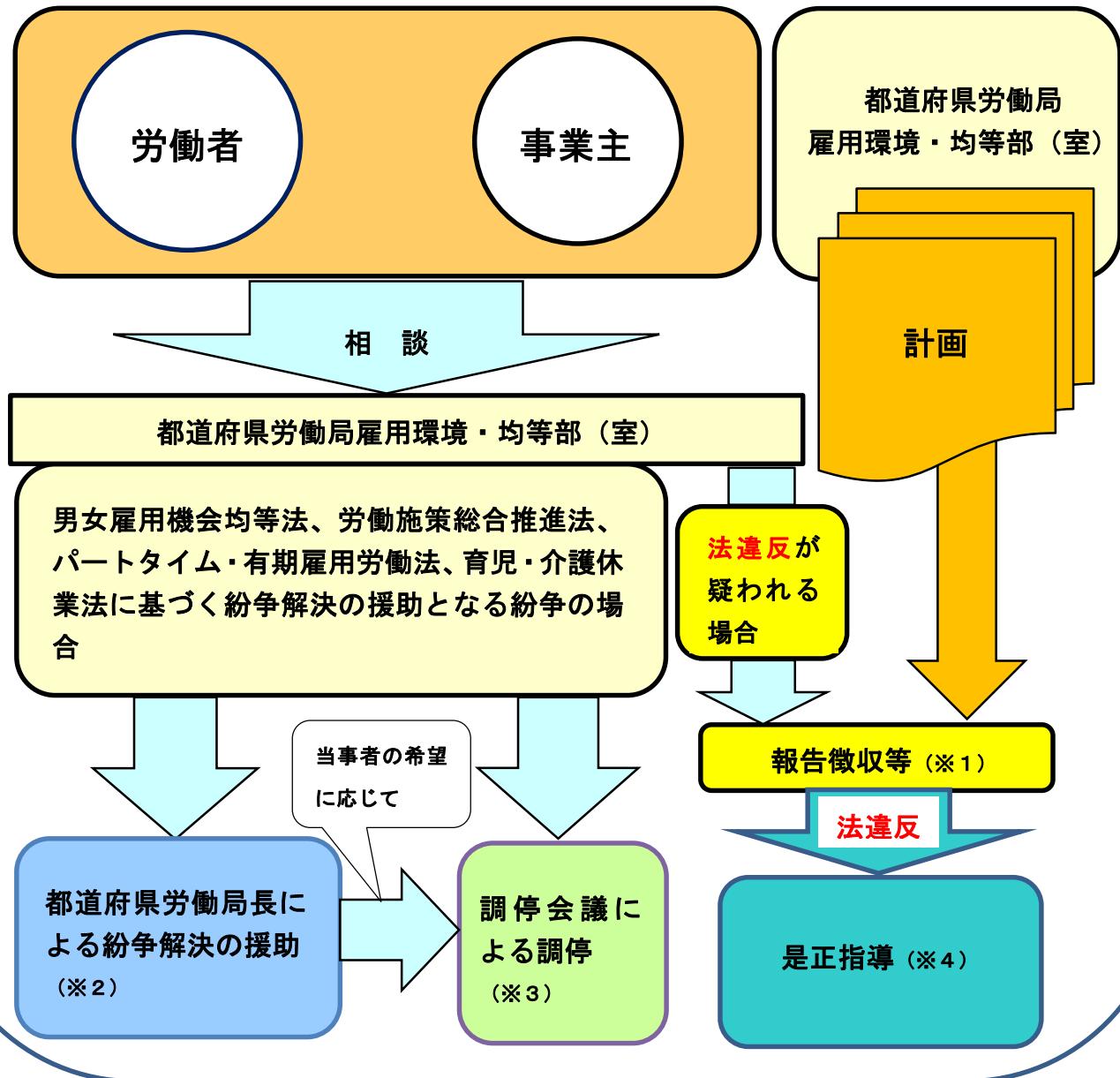


表5-4 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
育児 関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
	第9条の2関係(出生時育児休業(期間雇用者の出生時育児休業を除く))	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第9条の2関係(期間雇用者の出生時育児休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第9条の5関係(出生時育児休業中の就業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第10条(育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い)	9 (75.0%)	12 (70.6%)	5 (35.7%)
	第10条関係(出生時育児休業中の就業に係る不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(休業以外に係る不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)
	第19条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第21条第2項関係(妊娠・出産等の申出に係る不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
介護 関係	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1 (8.3%)	1 (5.9%)	2 (14.3%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	3 (21.4%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱い)	1 (8.3%)	1 (5.9%)	2 (14.3%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	1 (8.3%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
	小計	12 (100.0%)	17 (100.0%)	14 (100.0%)
	第11条関係(介護休業(期間雇用者の介護休業を除く))	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	1 (50.0%)
	第16条の9関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小計	1 (100.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)
合計		13	19	16

(参考) 【相談、是正指導及び紛争解決の援助並びに調停の流れ(概要)】



※1 男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法の施行に関する必要な事項について事業主から報告を求める制度（労働施策総合推進法については、「報告徴収」ではなく「報告の請求」）（関係法令：男女雇用機会均等法第29条、労働施策総合推進法第36条、パートタイム・有期雇用労働法第18条、育児・介護休業法第56条）

※2 「都道府県労働局長による紛争解決の援助」とは、都道府県労働局長が、労働者と事業主との間の紛争を法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより紛争の解決を図る制度（関係法令：男女雇用機会均等法第17条、労働施策総合推進法第30条の5、パートタイム・有期雇用労働法第24条、育児・介護休業法第52条の4）

※3 調停会議による調停とは、紛争当事者である労働者と事業主との間に第三者（調停委員）が関与し、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争を解決する制度（関係法令：男女雇用機会均等法第18条、労働施策総合推進法第30条の6、パートタイム・有期雇用労働法第25条、育児・介護休業法第52条の5）

※4 報告徴収等を実施し、法違反があった場合に、是正・改善を求め、法の履行を確保する制度（関係法令：男女雇用機会均等法第29条、労働施策総合推進法第36条、パートタイム・有期雇用労働法第18条、育児・介護休業法第56条）